

第8回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年1月28日(火)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時55分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 9番 尾関 健一
- 6 議事録署名委員
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
- 7 議事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見
 - (7) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局出席職員
 - 事務局長 河本 伸一 農地係係長 森田 公樹
 - 農地係主任 森 慎太郎 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係専門員 木原 一広 農地係主任補 堀田 泰蔵

| | |
|-----------|--|
| 事務局 長 | ご起立願います。礼 |
| 議長 | ただいまより、第8回帯広市農業委員会を開催いたします。 |
| 中谷 会長 | (会長より、近況を含め挨拶) |
| 議長 | それでは、議事に入ります。 |
| | はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 |
| | 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 |
| (委員) | (なし) |
| 議長 | ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 |
| | 次に、諸般の報告をさせていただきます。 |
| 事務局 長 | 報告いたします。 |
| | 本日の出席委員は25名となっております。議席番号9番 尾関委員につきましては、欠席の申し出を受けております。 |
| | 本日の議事につきましては、報告が3件、議案5件、協議1件、その他2件です。 |
| | (配付資料の確認) |
| | 報告は以上でございます。 |
| 議長 | 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 |
| | 本日の議事録署名委員には、17番 山崎委員、18番 深田委員 を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 |
| | それでは、報告案件に入ります。 |
| | 報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。 |
| 事務局(森田係長) | 農業委員会の主要事務の処理概要および活動等について、次のとおり報告します。 |
| | (報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要及び活動の朗読・説明) |
| 中谷 会長 | (令和元年度市町村農業委員会活動強化研修会・全道農業者年金研究会の報告) |
| 議長 | ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 |
| (委員) | (なし) |
| 議長 | 特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。 |
| | 次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。 |
| | 12月分の調査結果について、石崎調査委員長より報告をお願いします。 |
| 石崎調査委員長 | 12月20日の調査ですが、報告第2号1現況証明の附番44から47の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 |
| | 以上で、12月分の報告を終わります。 |
| 議長 | ありがとうございました。 |
| | 次に、1月分の調査結果について、濱野調査委員長よりお願いいたします。 |

| | |
|-----------|---|
| 濱野調査委員長 | <p>1月10日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番48の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2.農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番9から10の2件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、1月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| (委 員) | <p>(なし)</p> |
| 議 長 | <p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局(森田係長) | <p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番5のあっせん委員指名の専決処分及びあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> |
| (委 員) | <p>(なし)</p> |
| 議 長 | <p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局(森田係長) | <p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番27から38の12件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番27から38までの12件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | <p>(なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>事務局(堀田主任補)</p> | <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番32から41の相対による賃借権の設定1件、経営移譲に伴う使用貸借権の設定4件、売買(相対)による所有権の移転3件、売買(あっせん)による所有権の移転1件、経営移譲による贈与1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上、附番32から41の10件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている許可できない要件のいずれにも該当しないものと考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番32について、石川委員よりお願いいたします。</p> |
| <p>石川委員</p> | <p>附番32について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。</p> <p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番37について、室崎委員よりお願いいたします。</p> |
| <p>室崎委員</p> | <p>附番37について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、これまでも申請農地で営農を行う農業者です。</p> <p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番38について、飯田委員よりお願いいたします。</p> |
| <p>飯田委員</p> | <p>附番38について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の隣接地で営農を行っております。</p> <p>農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番40について、山崎委員よりお願いいたします。</p> |
| <p>山崎委員</p> | <p>附番40について、意見を申し上げます。</p> <p>受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。</p> <p>これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p> |

| | |
|------------|---|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | <p>(なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局(堀田主任補) | <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番13の農業用施設用地への用途変更1件、および「2. 農地転用計画」附番13の牛舎等建築のための農地転用1件、「3. 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」附番14の帯広市域の農業の振興に関する計画1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは農振変更附番13からご説明いたします。</p> <p>転用目的は牛舎等の建設及び通路の造成です。</p> <p>既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>3の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の附番14は、27号計画と呼ばれる計画です。</p> <p>帯広市域では、環境と調和した農業の確立を図ることを目標に、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく振興計画を策定しています。</p> <p>現在は平成27年に策定された計画により事業が遂行しております。</p> <p>こちらの計画が令和2年3月末をもって期限を迎えることから、新たな計画を策定するものです。</p> <p>現在の計画の内容は産業廃棄物中間処理施設、3つの施設がありまして、特に農業系の廃棄物の処理ということで、じゃがいもやながいもの野菜くずや乳製品の残さなどの廃棄物を受け入れて、バイオガス製造施設で発電を行い、その生成物として液肥をつくります。</p> <p>また、脱水後の固形物を堆肥化施設で堆肥にします。</p> <p>もう1つは、農業系の廃プラスチックを受け入れて、木くずと一緒に破碎して燃料ペレットを作成する施設なのですが、これらの処理施設を建設する計画となっております。</p> <p>現在の計画の進捗状況ですが、これら3つの施設のうち、バイオガス製造施設が平成29年から運用が開始され、発電も開始されております。</p> |

残りの堆肥化施設および廃プラスチック処理施設について、今回の新しい27号計画を策定し、さらに事業を遂行していきたい、という内容となっております。

また、こちらの計画に伴う農地法第5条の変更申請につきましては、次回の総会にて諮る予定となっております。

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。

「1. 農用地利用計画」の附番13、「2. 農地転用計画」の附番13についてを一括して堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員 それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番13及び農地転用計画附番13の申請者は酪農家です。今後、繁殖牛、哺育牛、乾乳牛及び和牛育成の増頭を計画していることから、各牛舎等の建築を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。続いて、「3. 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」の附番14について、松金委員よりお願いいたします。

松金委員 それでは意見を申し上げます。「3. 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」附番14ですが、こちらの計画地となっている中島地区では、産業廃棄物中間処理施設として現在はバイオガス製造施設が建設され、原料となる野菜くずや搾りかす、乳製品の残さなどの農業系廃棄物を受け入れる施設として帯広地域の重要な役割を担っております。

それに加えて、今回の計画にあります堆肥化施設や廃プラスチック処理施設を建設することは、農業系産業廃棄物の更なる受け入れが可能となり、地域農業の振興にとって適切であると考えております。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、当該計画の変更は異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番8の牛舎等のための農地転用に係る所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番8につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。

| | |
|------------------------|--|
| 議 長 | <p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。附番8について、堀口委員よりお願いいたします。</p> |
| 堀 口 委 員 | <p>それでは意見を申し上げます。</p> <p>農地転用附番8ですが、議案第3号農用地利用計画附番13及び農地転用計画附番13で説明した通り、申請地を牛舎等に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> <p>(会長と呼ぶ声あり)</p> |
| 議 長 合 歡 垣 委 員 | <p>合歡垣委員。</p> <p>一つ伺います。〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんは、〇〇委員の息子さんと伺っています。今までは、関係者として〇〇委員には退席して頂いていた経緯があったと思います。</p> <p>先ほどの議案第3号、議案4号にしても、関係者として退席いただくことが本来なのかと思うところではありますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> |
| 議 長 事 務 局 (森 主 任) | <p>事務局より説明を願います。</p> <p>ご説明させていただきます。農業委員の議事参与制限については、農業委員等に関する法律において制限されているものでありますが、その記載されているのは議案に関する本人、または同居の親族に関して議事参与を制限するとなっております、〇〇委員におかれましては、息子さんとは別居されておりました、こちらにつきましても関与していないという形になっております。</p> <p>以前議事参与制限を受けました経緯につきましては、〇〇〇〇〇〇と言う事ではなく、〇〇〇〇〇〇〇〇の施設の建設に関しまして、〇〇の役員という立場から制限をさせていただいたという経緯があったと記憶しております。</p> <p>事務局からの説明は以上であります。</p> |
| 議 長 | <p>このことに関しては、事前の議案説明会でも農業会議の確認をとって大丈夫だと言う事でこのようさせていただきましたので納得いただけますでしょうか。</p> <p>ほか何かご質問ございませんでしょうか。</p> |
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | <p>それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | <p>ご意義がないようですので申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>なお、本件は転用面積が30aを超えておりますので、許可相当として北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。</p> |

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第5号、一般分 附番65から74の賃借権の設定10件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

事務局(木原専門員)

(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う利用権の移転(経営移譲) 附番1の1件、賃借権の設定附番7から8の2件、所有権の移転附番32から33の買入2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議 長

これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて協議に入ります。

「農業委員会の法令遵守の申合せ決議(案)について」、事務局より説明願います。

事務局(森主任)

(農業委員会の法令遵守の申合せ決議(案)についての説明)

議 長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいはこのように決議することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いということで、本件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議案件は全て終了いたしました。

続いてその他に入ります。

「農地賃借料情報の公表について」、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

(農地賃借料情報の公表についての説明)

議 長

ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無ければ、本件はこれで終わります。

次に「農地利用等の意向調査について」、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

(農地利用等の意向調査についての説明)

議 長

ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。

| | |
|----------|--|
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | 特に無ければ、本件はこれで終わります。 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。 |
| 事務局(森主任) | (事務局から連絡事項の説明) |
| 議 長 | ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 |
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 |
| 事 務 局 長 | ご起立願います。お疲れさまでした。 |